### 愛宕山狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書

### 1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1)狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称 愛宕山狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域 別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

### 2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的

この区域は、昭和39年から愛宕山鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域であり、ニホンカモシカやタヌキなどの森林型の獣類や、ヤマドリ等の鳥類が多数・多様に生息し、北東部が高瀬・山寺天童方面、南東部が宝沢・蔵王・上山方面に接続され、森林型の鳥獣が広範囲に移動・拡散する中継地としての性格を有している。一方、近年は、イノシシやツキノワグマの出没増加、周辺地域へのニホンジカの流入等により、農林業被害や人的被害への対応が常に必要な状況となっている。

このため、愛宕山鳥獣保護区は期間満了をもって廃止とし、新たにイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として指定し、農林業等の被害軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものである。

### (2) 管理方針

- ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- イ 利用者等の人身被害の発生や、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への 影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息 環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被 害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

### 3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
  - ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置

山形市街地の東部から北部に向かって流れる馬見ヶ崎川に隣接しており、都市公園「鈴川公園(197ha)」を含み、憩いの場として多くの市民が訪れる。

イ 地形、地質等

山形盆地の縁辺との比較的穏やかな山地であり、火山性の石英安山岩を母岩としている。

### ウ 植物相の概要

ミズナラ群落とスギ・ヒノキ植林が大半を占めるが、盃山から愛宕山にはわが国 北限のアベマキの群落が見られる。

### エ 動物相の概要

ヤマドリなどの鳥類やタヌキなどの獣類が生息する区域であるが、イノシシやツキノワグマが周辺の耕作地に出没する。

### (2) 生息する鳥獣類

ア鳥類

別表2のとおり

イ獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

### 5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札

16本 ( )

※() 内の数値は既設の本数

### 6 参考事項

なし

### 愛宕山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳 別表1

### ◆形態別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域								
	既存面積	拡大 (縮小)	面積	拡大(縮小) 往	後の面積				
総面積	ha	536	ha	536	ha				
林 野	ha	502	ha	502	ha				
農耕地	ha		ha		ha				
水 面	ha	4	ha	4	4 ha				
その他	ha	30	ha	30	ha				

### ◆所有別面積内訳

▼//下行が1回位に1時代	狩猟鳥獣捕獲禁止区域								
	既存面積	拡大 (縮小)	面積	拡大(縮小)後	の面積				
国有地	ha	4	ha	4	ha				
- 国有林	ha		ha		ha				
- 林野庁所管	ha		ha		ha				
- 制限林	ha		ha		ha				
- 保安林	ha		ha		ha				
一 砂防指定地	ha		ha		ha				
■ その他	ha		ha		ha				
- 普通林	ha		ha		ha				
- 文部科学省所管	ha		ha		ha				
- 国有林以外の国有地	ha	4	ha	4	ha				
<del></del> 環境省所管	ha		ha		ha				
地方公共団体有地	ha	54	ha	54	ha				
一都道府県有地	ha	9	ha	9	ha				
- 制限林地	ha		ha		ha				
- 保安林	ha		ha		ha				
一 砂防指定地	ha		ha		ha				
┗ その他	ha		ha		ha				
─ 普通林地	ha	9	ha	9	ha				
┗ その他	ha		ha		ha				
市町村有地等	ha	45	ha	45	ha				
- 制限林地	ha		ha		ha				
┗ 保安林	ha		ha		ha				
— 砂防指定地	ha		ha		ha				
┗ その他	ha	8	ha	8	ha				
普通林地	ha	37	ha	37	ha				
- その他	ha		ha		ha				
私有地等	ha	474	ha	474	ha				
— 制限林地	ha	65	ha	65	ha				
- 保安林	ha	9	ha	9	ha				
— 砂防指定地	ha		ha		ha				
_ その他	ha	56	ha	56	ha				
普通林地	ha	379	ha	379	ha				
─ その他	ha	30	ha	30	ha				
公有水面	ha	4	ha	4	ha				
計	ha	536	ha	536	ha				

### ◆他法令による規制区域

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域						
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積				
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha				
— 特別地域							
普通地域							
自然公園法による地域	ha	ha	ha				
- 特別保護地区							
- 特別地域							
■ 普通地域							
文化財保護法による地域	ha	ha	ha				

- (注)
  1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
  2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( ) 書きで上段に記載する。
  3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
  4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
  5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

### 愛宕山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

## 鳥 類

		 科		種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
	キジ目	キジ科	0	ヤマドリ		NT	留鳥
	キツツキ目	キツツキ科		コゲラ	_	_	留鳥
				アカゲラ	_	_	留鳥
				アオゲラ	_	_	留鳥
				ヤマゲラ	_	_	留鳥
	スズメ目	カササギヒタキ科		サンコウチョウ	_	VU	夏鳥
		カラス科	0	カケス	_	_	留鳥
			0	ハシボソガラス	_	_	留鳥
		シジュウカラ科	0	ヤマガラ	_	_	留鳥
			$\circ$	ヒガラ	_	_	留鳥
			$\circ$	シジュウカラ	_	_	留鳥
		ヒヨドリ科	0	ヒヨドリ	_	_	留鳥
		ウグイス科	$\circ$	ウグイス	_	_	留鳥
				ヤブサメ	_	_	夏鳥
		エナガ科		エナガ	_	_	留鳥
		ムシクイ科		センダイムシクイ	_	_	夏鳥
		メジロ科	0	メジロ	_	_	留鳥
		ミソサザイ科		ミソサザイ	_	_	留鳥
		ムクドリ科	$\circ$	ムクドリ	<del>-</del>	_	留鳥
		ヒタキ科		トラツグミ	_	NΤ	留鳥
			$\bigcirc$	ツグミ	_	_	冬鳥
				オオルリ	_	NΤ	夏鳥
		セキレイ科	0	キセキレイ	_	_	留鳥
		ホオジロ科		ホオジロ	_	_	留鳥
合計	3 目	15科		24種			

### (別表3)

### 獣 類

	1	科		種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
	ネコ目	イヌ科	0	タヌキ	_	_	
				キツネ	_	_	
		イタチ科		テン	_	_	
				イタチ	_	_	
		クマ科	$\circ$	ツキノワグマ	国際希少		
	ウシ目	イノシシ科	0	イノシシ	_	_	
		ウシ科	$\circ$	ニホンカモシカ	特別天然記念物	_	
	ネズミ目	リス科		ニホンリス	_	_	
	ウサギ目	ウサギ科	0	ノウサギ	_		
合計	4 目	7科		9種			

- (注)
  1. データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
  2. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。

- 国际市グー記録のおてれののお野王動権物の権の保持に関する法律による国际市グ野王動権物権 天然記念物:文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物:文化財保護法による特別天然記念物 4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。 5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

# 愛宕山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

